## 道路整備予算の総額確保と道路財特法による 補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。地方創生を実現するためには、地方の創意工夫を最大限に活かした地域づくりと地方への人の流れをつくるネットワークの形成が求められている。

また、東日本大震災を踏まえ、国全体としてのリスク分散による強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路整備の一層の推進が極めて重要と考える。

このようなことから、住民生活の安心・安全の確保や地域経済の活性化に 不可欠な地方の道路整備等を着実に進められるよう、道路整備予算の総額を 確保することが必要である。

特に、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、 道路財特法)の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で終了し、 国道や都道府県道、市町村道の整備補助率等が平成30年度から低減されるこ とは、地方にとって死活問題である。

よって、国会並びに政府におかれては、地方における道路整備の現状とその必要性を十分認識され、道路整備のための安定的な財源を確保されるよう、次の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 道路整備に対する国民のニーズが依然として高いことを踏まえて、必要な道路整備予算の総額確保を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。
- 3 さらに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率 等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月21日